

令和3年度 三重ボランティア基金助成事業要項

(3次募集)

1. 【目的】

この要項は、公益財団法人三重ボランティア基金が、定款第4条に定める助成事業を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 【助成事業】

- (1) ボランティア団体基盤強化助成
- (2) ボランティアセンター基盤強化助成
- (3) ボランティア活動資金助成
- (4) 災害時緊急支援助成
- (5) 災害ボランティアコーディネーター養成事業助成
- (6) 災害時ボランティア活動推進基盤整備助成

3. 【実施細目】

(1) ボランティア団体基盤強化助成

ア. 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくことができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるよう支援するものである。

イ. 助成対象者

市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターにボランティア団体として登録（県域団体は除く）されており、ボランティア団体として、福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われていること。

ウ. 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティア団体の基盤強化を図るための器材・器具の助成（助成累計額20万円まで申請可能）

エ. 不承認事項

- ①会の活動内容が構成員の相互扶助的な活動である場合
- ②申請する器材が、団体の基盤強化とならない場合
- ③活動が学校のクラブ部活動の一環である場合
- ④宅老所の整備となるような器材
- ⑤作業所の整備となるような器材
- ⑥デイサービス事業の一環につながる器材
- ⑦他の団体の補助を受けている場合
- ⑧繰越金が補助基準額を超えている場合 等

才. 助成額

1 団体 20 万円以内

カ. 応募締め切り

令和 3 年 12 月 3 日（金）必着。

キ. 応募方法等

貴団体がボランティア団体として登録している社会福祉協議会に『助成金交付申込書』を提出し、社会福祉協議会の推薦を受けること。

ク. 必要書類

①見積り書 ②当該年度の収支計算書 ③当該年度の収支予算書

ケ. 選定方法及びその結果

選定は、運営委員会において書類審査を行う。

選定結果については、登録先の社会福祉協議会を通じ文書をもって通知する。

(2) ボランティアセンター基盤強化助成

ア. 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるよう支援するものである。

イ. 助成対象者

市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンター

ウ. 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティア団体が活動に必要な器材であり、ボランティアセンターに設置することで多くのボランティア団体が有効に活用できる器材（共有器材）

エ. 不承認事項

①申請する器材が、ボランティア活動に必要と判断できない場合

②社会福祉協議会の整備となるような器材

オ. 助成額

1 団体 20 万円以内

カ. 応募締め切り

令和 3 年 12 月 3 日（金）必着。

キ. 応募方法等

『助成金交付申込書』と必要書類を提出すること。

ク. 必要書類

①見積り書

ケ. 選定方法及びその結果

選定は、運営委員会において書類審査を行う。

選定結果については、社会福祉協議会を通じ文書をもって通知する。

(3) ボランティア活動資金助成（令和3年度実施）

ア. 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるよう支援するものである。

イ. 助成対象者

市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターにボランティア団体として登録（県域団体は除く）されており、ボランティア団体として、福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われていること。（繰越金が、補助基準額を超えている団体については対象外とする。）

ウ. 対象事業

この助成金の交付の対象は、福祉活動を目的としたボランティア団体の活動費であって、その活動は先駆的・モデル的な活動（福祉のまちづくり）とする。（※ボランティア団体が新たに取組む事業も可）
ただし、次に掲げるものは対象としません。

- ① 行政や他の団体から助成補助を受けている事業
- ② 従来の事業をそのまま行なう事業
- ③ 営利を目的とする事業
- ④ 調査研究が主である事業

エ. 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティアグループの実施する事業で、先駆的・モデル的な活動（福祉のまちづくり）または、団体が新たに取り組む事業に必要な直接経費とする。

ただし、次に掲げるものは対象としません。

- ①団体の経常的な運営管理経費（職員の人件費、家賃などの経費）、飲食経費等
- ②備品の購入経費
- ③会員に対する謝金、旅費
- ④事業内容に照らして不適切な経費

オ. 助成額

1団体 50万円以内

カ. 助成事業実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに完了する事業とする。

キ. 応募締め切り

令和3年12月3日（金）必着。

ク. 応募方法等

貴団体がボランティア団体として登録している社会福祉協議会に『助成金交付要望書』を提出し、推薦を受けること。また、応募は1団体1事業

とする。

ケ. 必要書類

- ①予算書、②決算書、③定款または運営規約（会則）、④会員名簿

コ. 選定方法及びその結果

選定は、書類審査を通過した団体からプレゼンテーションを行い決定する。

ただし、申請内容等によりプレゼンテーションを実施しない場合もある。

選定結果については、登録先の社会福祉協議会を通じ文書をもって通知する。

（4）災害時緊急支援助成

ア. 助成金の目的

県内外で災害が発生した場合において、災害発生直後から、被災者が避難先を確保し、復旧作業の基盤が整うまでの時期に行われる緊急救援的な活動に対し助成するものである。

イ. 助成対象活動

被災された方々を支援するボランティア活動全般

ウ. 助成対象団体

- ①みえ災害ボランティア支援センター
- ②現地災害ボランティアセンター

エ. 助成対象経費

①災害発生時において、活動拠点用事務所の設置に伴う初期経費

- ・活動拠点用事務所の備品・器材器具の購入又は借上げ料
 - ・活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費
 - ・活動拠点用事務所の光熱水費、電話、ファックス、印刷等の経費
 - ・活動拠点用事務所の借り上げ費用など
- ②災害地へのボランティア派遣にかかる経費
- ・現地へ向かうための交通費

対象とならない経費

- ・宿泊費
- ・食料費

オ. 助成額

50万円以内

カ. 申請報告の手順

- ①災害発生
- ②拠点事務所の必要性が生じたら事務局へ電話連絡
- ③FAXにて申請書の送付（原本は後日郵送にて送付のこと）
- ④支援センターの送金口座に送金（概算払い、終了時に精算払いとする）
- ⑤速やかに報告書の提出

キ. 選定及び結果

理事会により決定し、電話連絡により通知し、追って文書を送付する。

(5) 災害ボランティアコーディネーター養成事業助成

ア. 助成金の目的

県内において、災害時に被災した人々を支援するボランティア活動が、被災者を主体とし、被災地域コミュニティの復興に向けて展開されるよう、その活動を支援する人材の養成と、それが平時の防災意識の向上にもつながることを目的とする。

イ. 助成対象事業

災害時のボランティア活動（災害時要援護者の支援等）を支援する人材を養成するための研修事業とする。

ウ. 助成対象団体

三重県内の社会福祉協議会が設置するボランティアセンター

※県ボランティアセンター

市町ボランティアセンター職員対象

※市町ボランティアセンター

地域における防災関係者を対象

エ. 助成対象経費

災害時のボランティア活動を支援する人材を養成するための研修事業にかかる経費とする。

ただし、次に掲げるものは対象としません。

①団体の経常的な運営管理経費（職員の人件費、事務所の経費）

②飲食経費

③備品の購入経費

④その他、事業内容に照らして不適切な経費

オ. 助成額

①県ボランティアセンター 30万円以内

②市町ボランティアセンター1団体につき 20万円以内

カ. 応募締め切り

令和3年12月3日（金）必着。

キ. 応募方法等

『助成金交付申込書』と必要書類を提出すること。

ク. 選定方法及びその結果

選定は、運営委員会において書類審査を行う。

選定結果については、社会福祉協議会を通じ文書をもって通知する。

(6) 災害時ボランティア活動推進基盤整備助成

ア. 助成金の目的

災害時に災害ボランティアセンターが設置された際に、被災した人々を

支援するボランティア・市民活動が迅速かつ円滑に展開されるための備品整備と、そのことによる平時の防災意識の向上を目的とする。

イ. 助成対象者

三重県内の市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターなお、県内の生活圏域（9ブロック）単位に、毎年半数ずつ整備していくものとする。

ウ. 助成対象経費

災害時の緊急救援活動や支援活動が迅速かつ円滑に展開できるよう、災害ボランティアセンター等の基盤強化を図るための資機材の購入経費とする。

エ. 不承認事項

- ①申請する器材が、ボランティア活動に必要と判断できない場合
- ②社会福祉協議会の整備となるような器材

オ. 助成額

1ブロック 30万円以内

カ. 応募締め切り

令和3年12月3日（金）必着。

キ. 応募方法等

『助成金交付申込書』と必要書類を提出すること。

ク. 必要書類

①見積り書

ケ. 選定方法及びその結果

選定は、運営委員会において書類審査を行う。

選定結果については、社会福祉協議会を通じ文書をもって通知する。

〔生活圏域9ブロック〕

1. 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
2. 四日市市、菰野町、朝日町、川越町
3. 鈴鹿市、亀山市
4. 津市
5. 松阪市、多気町、明和町、大台町
6. 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
7. 伊賀市、名張市
8. 尾鷲市、紀北町
9. 熊野市、御浜町、紀宝町